

海外研究留学助成規定

第1条（目的）

この規則は、公益財団法人武田科学振興財団（以下当財団という。）の定款第4条第1項第2号にもとづく「研究者および学生に対する奨学助成」についての事項を定め、その業務の適正、かつ、確実な運営をはかることを目的とする。

第2条（主旨）

我が国の生命科学分野、特に疾病の予防・診断・治療の進歩・発展に貢献する為、医師免許を取得し、かつ博士号を取得した若手研究者（MD&PhD）で、海外に留学して研究を行うものに奨学金を支給する。この規則により当財団から留学助成を受ける研究者を研究留学者という。

業績だけでなく、夢・やる気などの信条、留学中の研究予定内容など、多様な観点で研究留学者を選考し、また、留学中の研究進捗如何では、最長4年間の長期助成も行う特徴を有する。

第3条（研究留学者の応募資格条件）

下記の諸条件をいずれも満たす日本に国籍を有する者または日本への永住が許可されている者。かつ、募集留学年度末に37歳以下の者。但し、留学への出立は1年度内（4月1日から翌年3月31日）とし、出立する年度を募集留学年度とする。研究留学者の募集は、募集留学年度の前年度に行う。

- (1) 医師国家試験に合格して医師免許を有し、かつ博士号を取得している者（MD&PhD）。募集留学年度の4月1日時点でPhD取得見込みの者も可。
- (2) 留学中の年間収入が600万円以下の者。
- (3) 応募時、国内の病院、大学等学術研究機関に所属しているが、2年以上の留学を受け入れる海外の大学等学術研究機関が内定している者。
- (4) 募集留学年度末（3月末）までに海外に出立、2年以上留学可能な者。
- (5) 学術優秀、品行方正、心身とも健康、身元の確実な者で、所属機関長からの推薦を受けられる者(推薦者からの推薦書を提出)。

※次の場合は対象外

- ① 学生として海外の大学又は大学院へ留学する者。
- ② 過去に通算1年以上、海外研究留学の経験がある者。
- ③ 本助成に合格したにもかかわらず、PhDが取得出来ない等で、その年度中に
出立できなかった者。
- ④ 日本学術振興会や国内外を問わず、他機関・他財団の大型留学助成（年400万円以上）と重複受領する場合。

第4条（留学助成金額、期間および件数）

- (1) 海外渡航費往復40万円と滞在費一年あたり480万円を支給する。

- (2) 期間は2年以上4年以内とする。2年以上の受入れが内定している者に限る。
- (3) 総助成件数は毎年新たに約10件の予定。

第5条（継続助成の期間）

留学先での研究成果、今後の研究計画、留学先受入責任者（PI）の推薦書を出立後1年半までに提出して、それらの審査で合格すれば、更に1年または2年間まで（合計で最長4年間まで）の延長滞在が認められる。

第6条（留学助成金の支給方法および支給金額）

- (1) 行きの渡航費20万円と1年分の滞在費480万円（月40万円として計算）を合わせて500万円を出立前に、国内の指定銀行に振り込む。
- (2) 2年目の1年分の滞在費480万円と帰りの渡航費20万円を合わせた500万円を2年目の開始月に指定の銀行に振り込む（ドル建てで振り込む場合は、その時点の為替レートを利用）。帰りの渡航費は、3年間滞在、4年間滞在场合も、2年目の開始月に支払う。
- (3) 継続助成で3年目も海外に滞在する場合は、1年分の滞在費として480万円を3年目の開始月に指定の銀行に振り込む（ドル建てで振り込む場合は、その時点の為替レートを利用）。4年目の場合も同様。

※但し、振込後に、予定を短縮して帰国する場合は、月単位（最終月10日以上短縮の場合は比例計算）で返金しなければならない（第13条参照）。

第7条（申請書の提出、期限）

次の書類を募集留学年度前年の指定期日までに当財団に提出し、申請するものとする。

- (1) 海外研究留学助成申請書（所定の用紙・方法、誓約書、履歴書を含む）。
- (2) 大学、病院等学術研究・医療機関の所属機関長からの推薦書（様式に記載）。
※医科大学、大学医学部の職員、ポスドクは、原則、大学医学部長・研究科長（医科大学は学長）が推薦者となり、研究センター長、施設長または病院長は推薦者となることはできない。
※推薦件数は研究機関内選考等により1推薦者に原則として1件とする。
- (3) 医師免許証または医師資格証の写し。
- (4) 受入れが内定している海外学術研究機関の最低2年間の受入承諾書。
- (5) 学位（PhD）授与（取得）証明書（取得見込みのものは、その旨記載し、取得次第提出する）。
- (6) 本人の推奨する論文3報以内。
- (7) 業績リスト。
- (8) 海外留学研究の実施計画。
- (9) 「海外研究留学を通じて、どのように社会に貢献したいか、および、どのよ

- うに自分を高めたいか」の信条書（所定の用紙・方法）。
- (10) 語学能力の証明書写し(TOEIC / TOEFL / 英検 等)。
 - (11) 戸籍抄本または謄本。永住者は「永住者証明書」の写し。
 - (12) 健康診断書（所定の用紙・方法）。

第 8 条（保証人）

応募申請する際の保証人は、原則、研究留学者の親族および所属機関の上長とする。（所定の用紙・方法）

第 9 条（選考方法）

提出された申請資料をもとに、当財団の外部の先生 3 名以上からなる選考委員会において選考し、当財団の理事長が最終決定する。

第 10 条（採否の通知）

採否の結果は各募集留学年度開始前の 1 月末までに申請者に通知する。継続助成に関しては、継続申請書類受領後 2 ヶ月以内に可否を通知する。

第 11 条（研究留学者の義務）

- (1) 研究留学者は、出立の一月前までに出立日、飛行機便名、および国内の振込銀行口座を財団事務局まで報告する。（所定の用紙・方法）。
- (2) 研究留学者は、出立後 1 年が経過するまでに研究進捗を含めた近況および海外の振込銀行口座を報告する（所定の用紙・方法）。その報告後、2 年目の滞在費の振込手続きに入る。
- (3) 継続助成を希望する研究留学者は、第 5 条の申請を出立後 1 年半までに提出しなければならない。
- (4) 2 年間の継続助成を受ける研究留学者は、3 年目終了までに研究進捗を含めた近況を報告する（所定の用紙・方法）。その報告後、4 年目の滞在費の振込手続きに入る。
- (5) 留学助成期間終了後 3 ヶ月以内に研究成果を所定の用紙・方法で報告しなければならない。
- (6) 研究留学者は、留学助成期間中の研究結果を発表する際、当財団に報告するとともに、当財団の留学助成金の交付を受けて行ったことを明らかにしなければならない。
- (7) 留学助成期間中に一時帰国する場合は、所定の用紙に記載、PI の了承サインを得て、事前に財団事務局に報告しなければならない（30 日以上の途中帰国は比例計算で返金しなければならない）。

第 12 条（異動届出）

研究留学者は、次の各号の異動の際は、遅滞なく所定の用紙・方法で当財団に届出るものとする。

- (1) 当初予定の留学助成期間を短縮・中断する場合
- (2) 当財団が定めた留学助成期間終了後も、引き続き海外に滞在して研究をする場合
- (3) 留学助成期間中に所属教室または PI が変わる場合
- (4) 住居が決まった場合、また変更した場合、連絡先が変わる場合
- (5) 留学助成期間を終了して帰国する場合
- (6) 留学助成期間中に一時帰国する場合

第 13 条（留学助成金の支給打ち切り、返金）

研究留学者は、次の各号のいずれかに該当する際は、留学助成金の支給を打ち切り、または、振込後であれば、月単位（最終月 10 日以上短縮の場合は比例計算）で返金しなければならない。

- (1) 疾病など研究留学者側の種々の理由で研究の継続が不可能となった場合。
- (2) 受入機関側の理由で研究の継続が不可能となった場合。但し、一ヶ月内に別の受入研究機関が見つければ、この限りではない。

第 14 条（その他）

- (1) 研究留学者に内定後、申請に虚偽事項が判明した、この規定に違反があった、または、ふさわしくない行為があった等の場合は、留学助成を取り消し、または、支給した留学助成金の返還を要求することがある。
- (2) 申請書に記載の個人情報、留学助成に関し、募集要項等の送付、選考手続・選考委員への提供ならびに選考結果の連絡および公表等に利用することがある。但し、利用は目的の達成に必要な範囲で行う。
- (3) 申請書は採否に関らず一切返却しない。
- (4) 研究留学者に選考された者は、当財団の事業報告として、氏名、所属、研究留学先、研究テーマなどが公表される。

連絡先：〒541-0045 大阪府中央区道修町二丁目3番6号
公益財団法人 武田科学振興財団 留学助成事務局
TEL (06)6233-6109 FAX (06)6233-6112

附 則

この規則は、2018年7月1日から施行する。